証券コード 9900 2023年6月2日 2023年5月31日)

(電子提供措置の開始日

株主各位

名古屋市守山区八剣二丁目118番地 株式会社サガミホールディングス 代表取締役社長 大西 尚真

# 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上 げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(https://www.sagami-holdings.co.jp/ir/shareholders-meeting-related/)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。 東京証券取引所ウェブサイト

(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)

上記ウェブサイトにて、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦 覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により開催場所の変更が生じた場合には、以下のウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際にはご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (https://www.sagami-holdings.co.jp/)

なお、当日ご出席されない場合は、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2023年6月27日(火曜日)午後5時45分までにインターネット又は書面により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日時 2023年6月28日(水曜日)午前11時00分 (受付開始は午前10時00分を予定しております。)
- 2. 場 所 尾張旭市東大道町山の内2410番地の11 尾張旭市文化会館 文化会館ホール

開催場所が昨年と異なりますので、末尾記載の「第53期定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。

- 3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1. 第53期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会 の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第53期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 4. その他招集にあたっての決定事項 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人 として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書 面の提出が必要となりますのでご了承ください。

5. 招集ご通知の発送につきまして

会社法の改正に伴い、株主総会資料(株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類)の電子提供制度が2022年9月1日に施行されましたが、本株主総会の招集に際しては、電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり株主の皆様にお送りしております。

本招集ご通知は、書面交付請求に基づき交付される書面に記載すべき全ての事項を含んでおります。

以上

<sup>◎</sup> 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう お願い申し上げます。

<sup>◎</sup> 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

- ◎ 当日当社役職員は、ノーネクタイの軽装(クールビズ)にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 本株主総会会場におきましては、手指のアルコール消毒や検温計の設置、運営スタッフのマスク 着用等、感染拡大予防のための措置を講じてまいります。
- ◎ 当日10時05分より株主の皆様に当社をよりご理解いただけますよう映像を紹介させていただきます。

# 議決権行使 についてのご案内

同封の株主総会参考書類又は、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、 以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 当日ご出席いただける場合

●株主総会へ出席●

## 株主総会開催日時



# 2023年6月28日 (水曜日) 午前11時

同封の議決権行使 書用紙をご持参い ただき、会場受付 にご提出くださ い。

#### 当日ご出席いただけない場合

●書面による議決権行使●

「スマート行使」によるご行使

●パソコン等によるご行使●

#### 行使期限

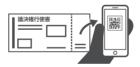
2023年6月27日 (火曜日) 午後5時45分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議 案に対する賛否をご表示いた だき、行使期限までに当社株 主名簿管理人に到着するよう 正返送ください。議決権行の 書面において、議案に賛成の 表示がない場合は、 
をしての り扱わせていただきます。

# 行使期限

2023年6月27日(火曜日) 午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQR コード」をスマートフォンか タブレット端末で読み取ります。

# 行使期限

2023年6月27日(火曜日) 午後5時45分行使分まで

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権 行使書用紙に記載の議決権行 使コード及びパスワードをご 利用のうえ、画面の案内に従 って議案に対する賛否をご登 録ください。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

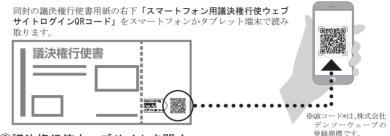
## 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

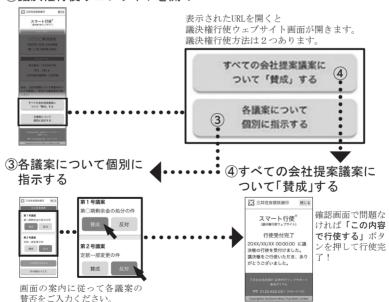
# インターネットによる議決権行使 のご案内

「スマート行使」によるご行使





②議決権行使ウェブサイトを開く



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります (パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

# ● パソコン等によるご行使 ●

## (1)議決権行使ウェブサイトへアクセスする





# ②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」をご入力ください。

# 議決権行使コード

#### ③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を ご入力し、新しいパスワードを設定してください。



#### 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。 ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場 合があります。

ご不明な点につきましては、

以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

その他のご照会

# 第53期事業報告

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 事業の経過及びその成果
  - ① 事業の状況

当連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日)におけるわが国経済は、世界的な資源価格の高騰や地政学的リスクによるサプライチェーンの混乱、及び為替相場の急激な円安進行により、エネルギーや各種仕入れなど、あらゆる品目における価格上昇が、国民生活・事業活動に大きな影響を及ぼしました。また、感染症影響としては、一時的には再拡大の影響を受けましたが、政府による感染抑制と、全国旅行支援をはじめとした経済活動の両立策により、消費マインドの改善と人流に回復が見られました。

外食産業におきましては、行動制限解除後、一時的に感染症第7波・第8波の影響はあったものの、徐々に人流が回復したことに加え、全国旅行支援や入国制限の緩和を背景としたサービス消費、及びインバウンド消費の回復を主因として、回復傾向が更に強まりました。一方で、食材の仕入価格や人件費、光熱費、物流費等あらゆるコストが上昇するなど厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと当社グループは、お客様及び従業員の安全と健康を守る観点から、感染症拡大の予防対策を最優先に取り組んでまいりました。また、お客様起点の視座を堅持しつつ、中期経営計画『Challenge to "300"』にもとづき、「持続可能性」の追求と「再成長」の具現化をテーマとして、基本的価値であるおいしさ・おもてなしの向上及び「食と健康」の追求に継続的に取り組んでおります。引き続き、お客様のニーズに対応すべく、テイクアウト商品の拡充やデリバリー対応店舗及びモーニング営業実施店舗の拡大、冷凍自動販売機の設置など、機動的に販売施策を継続し、お客様への提供価値及び企業価値の向上に努めてまいります。

各事業部門の概況は次のとおりであります。

#### 外食事業

#### (a) 和食麺処サガミ部門

和食麺処サガミ部門では、売上高17,725百万円となり、連結売上高の67.0%を占め、引き続き当社の主力部門として位置づけられております。

全店販売促進企画として、「料理フェア」を9回実施いたしました。また、4月と10月に「サガミ公式Twitterフォロー&リツイートキャンペーン」を各1回、4月に「ゴールデンウィーククーポン配布企画」、6月に「父の日企画」、7月に「夏の大感謝祭」、9月に「シルバーウィーククーポン配布企画」、11月に「冬の感謝祭」、12月に「ゆく年くる年クーポン配布企画」、1月に「JAFplusクーポン配布企画」、2月に「恵方巻・はまぐり料理のクーポン付き告知チラシ配布企画」、3月に「創業感謝祭」を各1回実施いたしました。一部地域販売促進企画として、6月に「御園座ご招待キャンペーン」、10月と11月に「愛知セントラル交響楽団」との合同企画として公演会場でブランド訴求チラシの配布を各1回、石川県輪島市とコラボレーションし「輪島天然ふぐ天みそ煮込」を限定店舗で販売、2月に愛知県の店舗限定にて、選挙投票後に受け取る「投票済証明書」の提示でお会計より10%0FFする「センキョ割キャンペーン」を実施いたしました。その他の取り組みとして、9月に和食麺処サガミ公式アプリをリリースいたしました。

これにより、既存店売上高は前年同一期間に対して25.0%増となり、既存店客数は前年同一期間に対して21.0%増、客単価が前年同一期間に対して3.3%増となりました。

店舗関係では、「和食麺処サガミ 半田インター店」(9月)、「和食麺処サガミ 木津川城山台店」(12月)、「和食麺処サガミ 長久手店」(1月)、「和食麺処サガ ミ 豊山店」(3月)を出店いたしました。その一方、「和食麺処サガミ 西大津 店」(5月)、「和食麺処サガミ 藤枝店」(8月)、「和食麺処サガミ 加木屋店」 (10月)を閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数は133店舗であります。

# (b) 味の民芸部門

味の民芸部門では、売上高5,782百万円となり、連結売上高の21.8%を占めております。

全店販売促進企画として「料理フェア」を7回、「母の日フェア」、「父の日フェア」、「手延べうどん食べ放題企画」、「敬老の日フェア」、「和食の日フェア」、「年末年始フェア」、「節分・恵方巻フェア」を各1回実施いたしました。

また、「夏の大感謝祭」、「秋の新メニューフェア」、「春のごちそう祭り」、「店 内飲食およびテイクアウト10%引きキャンペーン」を各1回実施いたしました。 店舗関係では、「味の民芸 西国分寺店」(8月)を閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み51店舗であります。

#### (c) どんどん庵部門

どんどん庵部門では、売上高816百万円となり、連結売上高の3.0%を占めております。

全店販売促進企画として「料理フェア」を 9 回実施いたしました。また、 4 月に「麺大盛無料キャンペーン」、 5 月、 10 月及び 2 月に「60! どんどん庵クーポンキャンペーン」を 4 1 回実施いたしました。

店舗関係では、「かつたに 一宮尾西店」を業態転換し、「どんどん庵 一宮尾西店」(11月)を出店いたしました。その一方、「どんどん庵 飛島店」(12月)を閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み32店舗であります。

#### (d) その他の部門

その他の部門では、売上高2,015百万円となり、連結売上高の7.6%を占めております。

団欒食堂「あいそ家」において、「料理フェア」を12回実施いたしました。また、7月より3店舗(天道店・大樹寺店・東郷店)でモーニング営業を開始いたしました。大型セルフうどん店「製麺大学」においては、「料理フェア」を11回実施いたしました。

国内店舗関係では、岐阜県岐阜市に「十割そば二代目長助 岐阜岩滝店」(5月)、愛知県稲沢市に「十割そば二代目長助 稲沢店」(3月)、千葉県野田市に「十割そば二代目長助 野田店」(3月)を出店いたしました。その一方、「ごちたく味の民芸 練馬平和台店」(10月)、「ぶぶか 西台店」(11月)、「ごちたくサガミ 守山店」(12月)、「とと蔵 湘南台店」(12月)、「JINJIN 佐野店」(1月)を閉鎖したほか、「かつたに 一宮尾西店」(11月)、「あいそ家 豊山店」(2月)を業態転換に伴い閉鎖いたしました。

海外店舗関係では、イタリア・ミラノ市郊外に「SAGAMI ベリンザーゴ・ロンバルド店」(4月)をFCで出店いたしました。その一方、イタリア「SAGAMIシエナ店」(8月)を閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み、国内25店舗、海外9店舗の合計34店舗であります。

この結果、当連結会計年度の売上高は26,423百万円(前年対比23.8%増)、営業利益は910百万円、経常利益は1,574百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は886百万円となり、当期末のグループ店舗数はFC店舗を含み250店舗となりました。

事業部門別売上高は以下のとおりであります。

事業部門等の名称		売	上 高	構成比
和食麺処サガミ			17, 725, 470 千円	67.0 %
外食事業	味の民芸部門		5, 782, 059	21.8
外及争耒	どんどん庵部門		816, 967	3.0
	その他の部門		2, 015, 511	7.6
その	他の事業		83, 084	0.3
合	計		26, 423, 094	100.0

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,353百万円であり、主な内容は 和食麺処サガミ部門3店舗、その他の部門4店舗の新規出店及び2店舗の業態 転換並びに改装、改修であります。

# ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。

## ④ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、地政学的リスクの影響を受けた、食材仕入れ価格や、エネルギーなどのコスト上昇圧力は継続することが予想されます。また、人口減少・少子高齢化により、人材確保難による人件費や物流費の更なる上昇も予想され、収益面への影響が懸念されます。

当社グループは、お客様起点での視座を堅持しながら、「持続可能性」の追求と「再成長」の具現化をテーマとして、中長期的な視点に基づく取り組みについても推進してまいります。

そして、おいしさ・おもてなしの向上や「食と健康」を追求し、外食産業としての本質的な提供価値向上によって、国内にて、主力業態である「和食麺処サガミ」「味の民芸」及び小型業態の出店、また海外においては「SAGAMI」の出店を着実に進めてまいります。

さらに、サステナビリティ推進室を新たに設置し、地球温暖化対策やESG推進への具体的な取り組みを促進し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

当社の経営理念である「私たちは、「食」と「職」の楽しさを創造し、地域社会に貢献します~すべては みんなのゆたかさと笑顔のために~」の具現化のために、全力を傾注し株主の皆様~、安定した環元を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い 申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

期別区分	第 50 期 (2019年度)	第 51 期 (2020年度)	第 52 期 (2021年度)	第 53 期 (当連結会計年度) (2022年度)
売 上 高(千円)	26, 437, 378	20, 344, 856	21, 339, 433	26, 423, 094
経常利益又は経常損失(△)(千円)	60, 631	$\triangle 1,625,823$	2, 253, 166	1, 574, 686
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△1, 365, 975	△2, 478, 691	1, 192, 789	886, 153
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△51円83銭	△93円41銭	40円46銭	29円38銭
1株当たり純資産額	474円79銭	412円32銭	499円39銭	528円51銭
総 資 産(千円)	18, 570, 189	20, 895, 571	24, 164, 607	24, 156, 766
純 資 産(千円)	12, 526, 904	11, 395, 875	15, 059, 170	15, 936, 562

#### (注) 第53期

当連結会計年度につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

株式給付信託(BBT)を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

# (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
サガミレストランツ株式会社	50,000	千円 100.00%	飲食店の経営 フランチャイズ店舗への 材料提供及び経営指導
味の民芸フードサービス株式会社	50, 000∃	千円 100.00%	飲食店の経営 フランチャイズ店舗への 材料提供及び経営指導
株式会社サガミマネジメントサポート	10,000	千円 100.00%	グループの管理業務 店舗設備のメンテナンス 業務
株式会社サガミフード	70,000=	千円 100.00%	輸出入業務 食材の仕入・製造業務
サガミインターナショナル株式会社	10,000=	千円 100.00%	海外事業の統括
SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD.	5,250千米]	100.00%	海外事業(ASEAN)の 統括
VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY	6, 490, 600千1	ドン 100.00%	飲食店の経営

# 2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

(2) 発行済株式の総数

(3) 株主数

30, 301, 784株 20,685名

100,000,000株

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	百株 29, 561	9. 76
昭 和 産 業 株 式 会 社	11, 940	3.94
アサヒビール株式会社	10, 320	3.40
株式会社愛知銀行	9, 239	3. 05
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6, 649	2. 19
株 式 会 社 昭 和	4, 339	1. 43
サ ガ ミ 共 栄 会	3, 848	1. 27
大 嶋 つ き 子	3, 754	1. 23
岩 月 康 之	2, 494	0.82
サガミグループ従業員持株会	2,001	0.66
合計	84, 147	27. 78

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
  - 2. 当社は、自己株式として17,762株を所有しております。
  - 3. 当社は、株式給付信託 (BBT) を導入しており、株式会社日本カストディ銀 行(信託E口)が130,700株を所有しておりますが、ここでは上記自己株式 に含めておりません。

# (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項(2023年3月31日現在)

地	位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締 兼最高経 (CEO)		鎌	田	敏	行	
代表取締行 兼最高執行 (C00)		伊	藤	修		
取締役副社長	長執行役員	大	西	尚	真	味の民芸フードサービス株式会社 取締役会長株式会社サガミフードサービス株式会社 取締役会長サガミインターナショナル株式会社代表取締役社長SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD. 最高経営責任者 (CEO) VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役
取締役執	1行役員	長名	川谷	喜	昭	株式会社サガミフード 代表取締役社長 SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD. 取締役 VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役
取締役執	行役員	鷲	津	年	春	サガミレストランツ株式会社 代表取締役社長
取 締	· 役	Л	瀬	千貨	賀子	株式会社川瀬電気工業所 取締役会長
取締	· 役	有	馬	祥	子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 コンサルティング事業本部組織人事ビジネスユニットHR第4部マネージャー
取締役常勤盟	监查等委員	古	Ш	賢-	一郎	
取締役監査	查等委員	神	谷	俊	_	弁護士 弁護士法人三浦法律事務所 名古屋オフィス所属 株式会社中外 監査役 東海ソフト株式会社 取締役(監査等委員) 三和油化工業株式会社 取締役(監査等委員)
取締役監査	查等委員 5	村	上	貴	子	公認会計士村上貴子事務所所長

(注) 1. 取締役川瀬千賀子、有馬祥子、古川賢一郎、神谷俊一及び村上貴子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

なお、各氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所 の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。

- 2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の 実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選 定しております。
- 3. 川瀬千賀子、有馬祥子、神谷俊一、村上貴子の各氏が兼務している他法人 と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 4. 当社は、各社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法 第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項 の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 5. 監査等委員である村上貴子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び 会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6. 当社は、被保険者の範囲を当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための 措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、 補填の対象外としております。被保険者の保険料負担は、当社9割、被保 険者1割の比率で負担しております。

- 7. 取締役遠藤良治氏は、2022年6月23日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって任期満了にて退任いたしました。
- 8. 2023年4月1日付で取締役大西尚真氏は当社代表取締役社長に、取締役鷲 津年春氏は取締役常務執行役員に就任しております。
- 9. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

就 任 (2022年6月23日付)

取締役 有馬祥子

#### (2) 社外役員に関する事項

区分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	川瀬千賀子	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、発言 を適宜行っております。 取締役会において主に経営の監督及び助言など の職務を実行しております。
取 締 役	有馬祥子	社外取締役就任後開催の取締役会11回の全てに 出席し、発言を適宜行っております。 取締役会において主に経営の監督及び助言など の職務を実行しております。
取 締 役 (常勤監査等委員)	古川賢一郎	当期開催の取締役会16回、監査等委員会7回の 全てに出席し、発言を適宜行っております。 主に当社の全般的なガバナンスの向上に関する 監督及び助言などの職務を実行しております。
取 締 役 (監査等委員)	神谷俊一	当期開催の取締役会16回、監査等委員会7回の全てに出席し、弁護士としての専門的知見に基づき、発言を適宜行っております。 主に当社の法的なガバナンスの向上に関する監督及び助言などの職務を実行しております。
取 締 役 (監査等委員)	村上貴子	当期開催の取締役会16回全てに、監査等委員会7回のうち6回に出席し、公認会計士としての専門的知見に基づき、発言を適宜行っております。主に当社の財務及び会計に関するガバナンスの向上に関する監督及び助言などの職務を実行しております。

# (3) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬諮問委員会が代表取締役会長、代表取締役社長の報酬を決定し、取締役(監査等委員である取締役を含む)の報酬基準等を検討します。この指名・報酬諮問委員会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額の基準や報酬の構成、会社業績、職責、成果、監査等委員である取締役が受ける報酬基準の目安等に関する規定内容を諮問し、取締役会に意見として提案する仕組みになっております。

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という)を定めており、その概要は、以下のとおりです。

#### (ア) 固定報酬

指名・報酬諮問委員会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬を規程に定める賃金テーブルに基づき検討し、取締役会に答申します。

最終的には、取締役会、または代表取締役社長により決定されます。

#### (イ)業績連動報酬

業績連動報酬については、現金報酬及び株式報酬を支給します。

なお、現金報酬につきましては、当期純利益が事業計画を上回った場合に、取締役会の承認を得たうえで取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対して、その一定部分を原資として支給されることがあります。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の個人別の報酬の算定方法につきましては上記の固定報酬の額のものに準ずることとします。

## (ウ) 非金銭報酬

当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)への株式報酬制度は、2016年8月16日より、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員(以下、あわせて「取締役等」という)への報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」という)を導入しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として割という)を導入しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資としておけます。当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等への株式報酬制度は、役位及び事業年度毎の業績に応じポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であり、ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定します。

業務執行取締役の種類別の報酬割合につき、報酬等の種類ごとの比率の目安は、固定報酬等の額( $58\sim100\%$ )、業績連動報酬等の額( $0\sim42\%$ )、非金銭報酬等の額( $4\sim23\%$ )となるように決定する方針であります。

また、決定方針は、取締役会が決定しております。

# ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額は、2019年6月27日 開催の第49期定時株主総会において年額2億5,000万円以内(うち、社外取締役 年額5,000万円以内)と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与 は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取

— 17 —

締役は2名)です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第46期定時株主総会の決議において、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役(社外取締役及び子会社の取締役のうち当社の使用人を兼務するものを除く)の業績連動報酬として導入を承認された株式給付信託(BBT)(以下、「本制度」という)につきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2019年6月27日開催の第49期定時株主総会の決議において報酬枠の取り直しを実施し、受益者要件を満たす取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)を受益者とする信託を存続することについてご承認戴いております。本制度が終了するまでの間、原則として3事業年度ごとに本制度へ追加拠出する金額の上限を2億4,000万円(うち取締役分として1億4,400万円)と決議しております。

また、2021年6月24日開催の第51期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く及び社外取締役を除く)及び執行役員に対する株式報酬制度に係る報酬枠の再設定についてご承認戴いております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第49期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

# ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、代表取締役の報酬は指名・報酬諮問委員会が規程に定められた賃金テーブルを基に決定しております。指名・報酬諮問委員会は取締役会の決議によって選定された取締役(監査等委員である取締役を含む)で構成され、委員長は、その構成員の中から選定するものとし、指名・報酬諮問委員会の決議により決定するものとします。更には3名以上で構成し、その過半数が社外役員で構成されます。

委任を受けた者の氏名

委員長 取締役執行役員 鷲津年春

鷲津年春 川瀬千智子

社外取締役 川瀬千賀 社外取締役監査等委員 神谷俊一

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、代表取締役社長は、株主総会の決議及び取締役会の決議 による委任の範囲で、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重して、取締役(監査 等委員である取締役を除く)の個人別の報酬を協議の上決定します。

#### 委任を受けた者の氏名

代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) 代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO)

鎌田敏行 伊藤修二

これらの権限を委任した理由は規程に定められた賃金テーブルを基に協議される指名・報酬諮問委員会の審議によって報酬の透明性と合理性が十分に保たれているからです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえて協議する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④ 取締役の報酬等の総額等

		報酬等	対象となる				
役員区分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動 報酬等	7	養報酬等 で報酬)	役員の員数 (人)	
	(千円)	基本報酬	賞与	固定 部分	業績連動 部分		
取 締 役 (監査等委員で あるものを除く) (うち社外取締役)		93, 115 (5, 665)	49, 970 (—)	5, 637 (-)	49, 970 (—)	7 (2)	
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 (うち社外取締役)	1 1 220	11, 880 (11, 880)	_ (-)	_ (-)	(-)	3 (3)	

## 4. その他会社の状況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

<sup>(</sup>注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示して おります。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の音	FIS .	負債の部
科目	金 額	科 目 金 額
流動資産	12, 469, 205	流 動 負 債 4,700,464
現金及び預金	10, 725, 470	支払手形及び買掛金 772,579
売 掛 金	693, 270	一年内返済予定の長期借入金 1,160,629
商品及び製品	148, 159	未 払 金 1,841,692
原材料及び貯蔵品	401, 068	未 払 法 人 税 等 124,524
前払費用	246, 156	契 約 負 債 98,248
その他	255, 078	賞 与 引 当 金 246,107
	200,010	役員賞与引当金 49,970
		店舗閉鎖損失引当金 10,711
	11 007 501	未 払 費 用 218,174 そ の 他 177,827
固 定 資 産	11, 687, 561	
有 形 固 定 資 産	9, 214, 472	<b>固 定 負 債   3,519,739</b>
建物及び構築物	2, 138, 535	長期未払金 165,952
機械装置及び運搬具	382, 679	株式給付引当金 84,511
器 具 及 び 備 品	77, 805	資産除去債務 477,123
リース資産	20, 184	預 り 保 証 金 69,129
土 地	6, 442, 133	その他 41,835
建設仮勘定	153, 134	負 債 合 計 8,220,204
無形固定資産	94, 603	純 資 産 の 部
借 地 権	62, 563	株 主 資 本 15,732,382
そ の 他	32, 039	資 本 金 9,090,653
投資その他の資産	2, 378, 485	資本剰余金6,192,923
投資有価証券	712, 077	利 益 剰 余 金 633,337
長期貸付金	43, 017	自己株式 △184,531
長期差入保証金	1, 414, 253	その他の包括利益累計額 204, 179
操延税金資産	129, 853	その他有価証券評価差額金 204,695 為 替 換 算 調 整 勘 定 △515
そ の 他	79, 284	
資産合計	24, 156, 766	負債・純資産合計 24,156,766

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

(単位 千円)

			- (単位 1円)
科	目	金	額
売 上	高		26, 423, 094
売 上 原	( 価		8, 490, 260
売 上 総	利 益		17, 932, 833
販売費及び一般	と管理費		17, 022, 483
	利 益		910, 350
営 業 外	収 益		
受 取 利 息 ・	配当金	28, 552	
	差 益	38, 937	
受 取 保	険 金	19, 670	
助 成 金	収 入	566, 950	
雑	益	46, 138	700, 249
営 業 外	費用		
	制 息	6, 376	
	損 失	29, 124	
雑	損	412	35, 913
-	利 益		1, 574, 686
特 別 利			
受 取 補	償 金	34, 216	34, 216
特 別 損			
	余 却 損	1, 339	
	損 失	443, 107	
	青 算 損	18, 296	
中 途 解	約 損	35, 168	497, 912
	期純利益		1, 110, 990
法人税、住民税及		250, 848	
法 人 税 等 課		△26, 010	224, 837
当 期 純	利 益		886, 153
親会社株主に帰属する	当期純利益		886, 153

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 サガミホールディングス 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サガミホールディングスの2022 年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サガミホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注音を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結 計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査 に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ 適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関 して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を 除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借 対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 千円)

			平位 10/
資産の部		負債の部	
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産	8, 203, 399	流 動 負 債	2, 154, 700
現金及び預金	6, 634, 962	一年内返済予定の長期借入金	760, 641
前 払 費 用	127, 334	未 払 金	803, 766
未 収 入 金	1, 231, 031	未 払 法 人 税 等	42,830
短期貸付金	210,000	未 払 費 用	72, 339
その他	72	契 約 負 債	90, 248
固 定 資 産	12, 433, 611	預り金	109, 342
有 形 固 定 資 産	8, 183, 751	役員賞与引当金	49, 970
建物	1,622,098	賞 与 引 当 金	202, 098
構築物	207, 353	店舗閉鎖損失引当金	10,000
機機機器	323, 764	_ そ の 他	13, 463
車 両 運 搬 具	2, 763	固 定 負 債	2, 345, 203
器具及び備品	67, 183	長期借入金	1, 807, 820
リース資産	18, 917	株式給付引当金	84, 511
土地地	5, 788, 536	資 産 除 去 債 務	409, 798
建設仮勘定	153, 134	預 り 保 証 金	28, 710
無形固定資産	85, 895	長期 未払金	1, 283
借地権	62, 563	そ の 他	13, 080
電話、加入権	11, 302	負 債 合 計	4, 499, 903
ソフトウェア	11, 418	純資産の部	15 000 111
施設利用権	610	株 主 資 本	15, 932, 411
投資その他の資産	4, 163, 964	資 本 金	9, 090, 653
投資有価証券	712, 077	資本剰余金	6, 192, 923
関係会社株式	1, 258, 263	資本準備金	6, 192, 923
出資金	392	利益剰余金	833, 366
長期貸付金	1, 093, 853	利益準備金	378, 933
長期差入保証金	914, 014	その他利益剰余金	454, 432
長期前払費用	40, 132	操越利益剰余金	454, 432
繰延税金資産	124, 106	自 己 株 式	△184, 531
そ の 他	21, 125	評価・換算差額等	204, 695
		その他有価証券評価差額金	204, 695
'/r A =1	00 007 011	純 資 産 合 計	16, 137, 107
資 産 合 計	20, 637, 011	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20, 637, 011

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

(単位 千円)

			<u> </u>
科目		金	額
売 上	高		2, 565, 617
売 上 原	価		1, 750, 876
売 上 総 利	益		814, 741
販売費及び一般管理	費		758, 010
営 業 利	益		56, 730
営 業 外 収	益		
受 取 利 息 ・ 配 当	金	30, 509	
為           差	益	9, 712	
受 取 保 険	金	17,625	
雑	益	1,830	59, 677
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	3, 542	
貸 倒 損	失	29, 124	
助 成 金 返 納	金	15, 146	
維	損	266	48, 080
経 常 利	益		68, 328
特 別 利	益		
受 取 補 償	金	334, 519	334, 519
特 別 損	失		
固定資産除却	損	847	
減損損	失	338, 265	339, 112
税引前当期純利	益		63, 735
法人税、住民税及び事業		25, 904	
法 人 税 等 調 整	額	△23, 466	2, 438
当期純利	益		61, 297

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 サガミホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 賢 次業務執行社員 公認会計士 鈴 木

#### 監查音見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サガミホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。) について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内 容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を 除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制・監査部門と連携の上、重要な会議における意思決定の過程及び内容を調査し取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ て説明を求めました。
- ④ 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人と、会計監査人が指摘する当社のK AM事案について討議及び検討をいたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議と運用の状況の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

2023年5月16日

株式会社サガミホールディングス 監査等委員会 監査等委員長神 谷 俊 一 卿 常勤監査等委員古 川 賢一郎 卿 監査等委員村 上 貴 子 卿

(注) 監査等委員長 神谷俊一、監査等委員 古川賢一郎及び監査等委員 村上貴子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

# 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後とも激変する市場環境に対応しつつ、長期にわたり安定的な経営 基盤の構築に努めてまいります。配当金につきましては、株主の皆様に対する利 益還元を経営の重要政策として、業績や今後の事業展開並びに内部留保の状況等 を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続していくことを基本方針としてお ります。

新体制への移行、経営陣の若返りによって、今後、更なる企業価値の向上及び 当社グループの持続的な発展への決意を示すとともに、日頃のご支援に対し感謝 の意を表するため、1株当たり2円の特別配当を加え、当期の期末配当につきま しては、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
- 金銭といたします。
- 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普诵株式1株につき金7円 総額 211.988.154円 (うち、普通配当5円・特別配当2円)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月29日

# 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 7名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は次のとおりであります。

候番 補 者号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	大 西 尚 真 (1962年12月19日生)	1982年3月 当社入社 取締役第1営業本部担当 取締役第1営業本部担当 取締役第1営業本部担当 取締役営業統括担当 2009年4月 常務取締役営業本部担当 常務取締役管理本部担当 取締役 株式会社ディー・ディー・エー (現サガミルと) (代表取締役社長 2013年6月 常務執行役員 味の民芸フードサービス株式会社 代表取締役と制と長 2017年3月 株式会社サガミマイスターズ 代表取締役社長 VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役 2017年6月 取締役常務執行役員 取締役常務執行役員 取締役常務執行役員 取締役事務執行役員 取締役事務執行役員 取締役事務執行役員 取締役会長 サガミインターナショナル株式会社 取締役会長 サガミインターナショナル株式会社 代表取締役社長 SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD. 最高経営責任者 (CEO) 2022年4月 株式会社サブミフード 取締役会長 2023年4月 代表取締役社長 (現任)	9,000株

候番 者号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
2	意覧 津 年 春 (1968年12月29日生)	1985年3月 当社入社 2007年1月 中京西運営部長 2009年1月 中京第2運営部長 2011年1月 管理部長 2012年1月 管理部長 2013年4月 株式会社サガミサービス (現サガミマネジメントサポート) 取締役 2013年7月 執行役員 2014年1月 管理統合推進部長 2015年6月 株式会社サガミサービス専務取締役 2017年4月 株式会社サガミサービス専務取締役 2017年6月 取締役執行役員管理担当 2018年9月 教行役員管理担当 2018年9月 執行役員営業担当 株式会社ディー・ディー・エー (現サガミレストランツ株式会社) 取締役執行役員営業担当 株式会社ディー・ディー・エー (現サガミレストランツ株式会社) 取締役執行役員 サガミレストランツ株式会社 代表取締役社長(現任) 2023年4月 取締役執行役員 サガミレストラショナル株式会社 代表取締役社長(現任) SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD. 最高経営責任者 (CEO) (現任) VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK CAMPANY 取締役 (現任)	800株

候番 者号	氏 名 (生年月日)		地位及び担当並びに要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	※ ラッく ち ただし 三 ツ ロ 質 (1966年2月3日生)	2014年4月2015年4月	当社入社 東部営業部第2エリア エリアマネージャー 管理統合権道部総務課次長 経営企画部グルー・ディー・エー (現サガミレストランツ株式会社) 監査役 経営企画部長 サガミインターナショナル株式会社 取締役 執行役員経営企画担当 株式会社サガミフード 代表取締役社長 執行役員(現任) サガミレストランツ株式会社 取締役 サガミレストランツ株式会社 サガミレストランツ株式会社 サガミレストランツ株式会社 サガミレストランツ株式会社 サガミレストランツ株式会社 サガミレストランツ株式会社 サガミレストランツ株式会社 ド森会社サガミフード 代表取締役社長 (現任)	10,500株
4	※ 中 島 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	1996年 4 月 2010年 2 月 2012年 1 月 2014年 4 月 2017年 4 月 2019年 4 月	当社入社 西部営業部ブロックマネージャー 経営企画部営業企画室次長 経営企画部情報戦略次長 株式会社サガミマネジメントサポート 取締役 グループ管理部長 株式会社サガミマネジメントサポート 代表取締役社長(現任) 執行役員 管理担当(現任) サガミレストランツ株式会社 取締役 (現任) 共栄株式会社 取締役(現任)	1,000株

候番 者号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
5	※ が	1997年4月 明星外食事業株式会社 (現 味の民芸フードサービス株式会社) 入社 2008年5月 同社商品開発部部長代理 2012年3月 同社マーケティング部部長 2014年4月 同社経営企画室部長 同社第一営業部部長 2019年4月 当社経営企画部部長 2019年6月 株式会社サガミマネジメントサポート取締役 2020年4月 執行役員 経営企画担当(現任) 味の民芸フードサービス株式会社取締役(現任) 2022年4月 サガミレストランツ株式会社取締役(現任) 2023年4月 SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD. 取締役(現任) VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY取締役(現任)	0株
6	がか 葉 ち 賀 子 川 瀬 千 賀 子 (1955年5月23日生)	1977年4月 株式会社すかいら一く人事部 1983年4月 同社商品開発部 1985年10月 ダイヤル・サービス株式会社 生活科学研究所 1987年8月 株式会社ラノップ セールスプロモーション プロデューサー 1997年6月 株式会社川瀬電気工業所 監査役 同社代表取締役会長 2018年6月 当社取締役(現任) 株式会社川瀬電気工業所 取締役会長 (現任)	0株

候番 補 者号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
7	あり ま	1993年 4 月 株式会社日本総合研究所入社 2005年 8 月 株式会社UFJ総合研究所入社 (現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社) 2021年 4 月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社コンサルティング事業本部組織人事ビジネスユニットHR第 4 部シニアコンサルタント 2022年 1 月 同社コンサルティング事業本部組織人事ビジネスユニットHR第 4 部マネージャー(現任) 2022年 6 月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
  - 2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 川瀬千賀子氏及び有馬祥子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
  - 4. 各取締役候補者(社外取締役候補者を除く)の選任理由
    - ①大西尚真氏は、取締役として営業部門、管理部門、購買部門、海外部門を歴任してまいりました。同氏は、2021年4月より副社長に就任し、営業事業会社の管掌として売上拡大、業績回復に強いリーダーシップを発揮してまいりました。2023年4月より代表取締役社長に就任し、グループ経営の推進や更なる企業価値の向上を進めていく上で、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
    - ②鷲津年春氏は、2020年に当社の主力業態である「和食麺処サガミ」を運営するサガミレストランツ株式会社代表取締役社長に就任して以来、コロナ禍からの業績回復に手腕を発揮してまいりました。同氏は、取締役として当社の管理部門、営業部門を担当した経験も有しており、各部門の意識改革やおもてなしの向上、人材の育成に取り組むなど、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
    - ③三ツロ質氏は、入社後、主に和食麺処サガミの営業部門を担当し、その後、管理部、経営企画部、製造・物流、購買部門を歴任してまいりました。同氏は、グループ全体の経営に対する豊富な知識と経験を有しており、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
    - ④中島康文氏は、入社後、主に和食麺処サガミの営業部門を担当し、その後、経営企画部、管理部を歴任してまいりました。同氏は、経営全般に対する豊富な知識を有しており、コーポレートガバナンスの強化を更に進めていく上で、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。

- ⑤川口奈央氏は、入社後、主に味の民芸にて営業部門、経営企画部を担当してまいりました。同氏は、経営企画担当として経営者の手腕を一番近くで学んでまいりました。コロナ禍における当社の経営戦略の構築や継続的に上昇するコストへの対策に取り組むなど、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
- 5. 各社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
  - (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
  - ①川瀬千賀子氏は、長年にわたるサービス業界での経験や監査役、経営者としての幅広い見識と知見を当社経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、上記のような経験を生かし、当社において主に経営の監督及び助言などの役割を果たしていただくことを期待しております。なお、当社は同氏が取締役会長を兼務している株式会社川瀬電気工業所とは重要な取引その他の関係はございません。
  - ②有馬祥子氏は、長年にわたり企業コンサルティング業務に携わっており、 豊富な知識と幅広い見識と知見を当社経営全般に反映していただくため、 社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、上記のよ うな経験を生かし、当社において主に経営の監督及び助言などの役割を果 たしていただくことを期待しております。なお、当社は同氏が兼務してい る三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社とは重要な取引その他の関 係はございません。
  - (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数 川瀬千賀子氏の社外取締役在任期間は、本総会終結時点において5年、有 馬祥子氏は1年であります。
  - (3) 社外取締役候補者との責任限定契約について 当社は、川瀬千賀子氏及び有馬祥子氏との間で会社法第427条第1項の規定 に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 なお、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合、当該責
- 6. 川瀬千賀子氏及び有馬祥子氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引 所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は、当社9割、被保険者1割の比率で負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

# 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候番 補 者号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	※ ほせがわ 喜昭 (1964年11月5日生)	1984年10月 当社入社 管理部長 2008年1月 内部統制室長 2010年4月 株式会社ディー・ディー・エー (現サガミレストランツ株式会社) 監査役 2012年1月 経営企画部グループマネージャー 取締役と賞企画部グループマネージャー 取締役と営企画部カーループマネージャー 取締役と営企画部カーループマネージャー 取締役を営金の開生当共栄株式会社 監査役 2015年4月 取締役教行役員営業担当 取締役教行役員営業担当 取締役執行役員管理担当 株式会社サガミマネジメントサポート 代表取締役社長 2018年9月 株式会社・ディー・ディー・エー取締役 教行役員 サガミインターナショナル株式会社 代表取締役社長 SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD. CEO SAGAMI ITALIA S. R. L. CEO VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役 BANGKOK SAGAMI CO., LTD. 取締役 NADEERA GLOBAL CO., LTD. 取締役 2019年6月	12,000株

候番 補 者号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
2	神 谷 俊 一 (1972年8月2日生)	1996年4月 野村證券株式会社入社 2002年10月 弁護士登録 濱田松本法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 入所 2012年7月 弁護士法人漆間総合法律事務所 開設 2015年6月 当社監査役 2017年3月 株式会社MTG 取締役監査等委員 2018年3月 株式会社MTG 取締役監査等委員 2019年6月 取締役監査等委員 (現任) 2019年8月 東海ソフト株式会社取締役監査等委員 (現任) 2020年12月 正信法律事務所 所長 2021年4月 三和油化工業株式会社 取締役監査等委員 (現任) 4020年12月 三和油化工業株式会社 取締役監査等委員 (現任) 4020年12月 三和油化工業株式会社 取締役監査等委員 (現任) 4020年12月 元清法律事務所 名古屋オフィス 所属(現任)	0 株
3	村 上 貴 子 (1966年1月6日生)	1991年 9 月 監査法人伊東会計事務所入所 1996年 4 月 公認会計士登録 2003年12月 公認会計士村上貴子事務所 所長 (現任) 2018年 6 月 当社監査役 2019年 6 月 当社取締役監査等委員 (現任)	0株

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
  - 2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 神谷俊一氏及び村上貴子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 4. 監査等委員である取締役候補者(社外取締役を除く)の選任理由及び期待される役割は次のとおりであります。
    - 長谷川喜昭氏は、入社後、営業部門、経営企画部門、管理部門を担当した後、グループ会社の監査役及び購買・製造部門並びに海外部門の代表を務めた知識と経験を監査に反映していただくため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、上記の経験を生かし、全般的なガバナンスの向上に関する監督及び助言などの役割を果たしていただくことを期待しております。
  - 5. 各監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
    - (1) 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
    - ①神谷俊一氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、これ らの専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、監査等

委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、 上記のような経験を生かし、当社において主に法的なガバナンスの向上に 関する監督及び助言などの役割を果たしていただくことを期待しておりま す。なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記 理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行する ことができると判断しております。また、当社は同氏が所属している弁護 士法人三浦法律事務所と重要な取引その他の関係はございません。

- ②村上貴子氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しており、これらの専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、上記のような経験を生かし、当社において主に財務及び会計に関するガバナンスの向上に関する監督及び助言などの役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
- 6. 社外取締役在任期間は、本総会終結時点において神谷俊一氏は4年、村上 貴子氏は4年であります。
- 7. 当社は、神谷俊一氏及び村上貴子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、各氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。
- 8. 神谷俊一氏及び村上貴子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、 東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定 であります。
- 9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が 負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは 当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を 当該保険契約により補填することとしております。保険料は、当社9割、 被保険者1割の比率で負担しております。各候補者は、当該保険契約の被 保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更 新を予定しております。

— 41 —

10. 神谷俊一氏が2019年12月まで社外取締役(監査等委員)を務めていた株式会社MTGは2019年5月に同社グループにおいて不適切な営業取引行為および会計処理がなされていたことが判明しました。同氏は、事実が判明するまでそのことを認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの重要性について意見を述べておりました。本事実発覚後には、再発防止の策定、実施等に関して適宜指摘を行うなどその職責を遂行しました。

**—** 42 **—** 

# (ご参考)

議案が承認された場合の当社の取締役が有する専門性と経験(スキルマトリックス)

は、以下のとおりであります。

	取締役			専門性と経験 (スキルマトリックス) ※各人の有するスキル等のうち、主たるスキル最大4つに印をつけています。							
氏名	監査等 委員	独立社外	指名·報酬 諮問委員	企業経営	マーケ ティング 店舗開発	製造品質管理	IT • DX	財務・会計ファイナンス	人事・労務 コンプラ イアンス	ESG	グローバル
大西 尚真				•	•	•					•
鷲津 年春			0	•	•				•		•
三ツロ 質					•	•				•	
中島 康文				•				•	•		
川口 奈央					•		•			•	
川瀬 千賀子		0	0	•	•						
有馬 祥子		0		•			•				
長谷川 喜昭	0			•		•		•			
神谷 俊一	0	0	0						•	•	
村上 貴子	0	0						•	•		

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

m 八 ツ 皿 且 寸 女	<del>真でのも本情区医師目は、氏のともうでは</del> 方よう	0
氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
まるかわ けんいちろう 賢一郎	1999年6月 同行知多支店支店長 2002年7月 同行犬山支店支店長	0株
(1951年4月14日生)	2004年 3 月 同行監査役室調査役 2017年 6 月 当社顧問	
	2020年4月 取締役常勤監査等委員(現任)	

- (注)1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 古川賢一郎氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 3. 補欠の監査等委員である取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
    - (1) 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割 古川賢一郎氏は、長年にわたる金融機関での監査役室担当としての専門的 な知見・経験を有しており、その専門的知識・経験を当社の監査に反映し ていただくことを期待したためであります。
    - (2) 補欠の監査等委員である取締役候補者が監査等委員である社外取締役に 就任してからの年数

古川賢一郎氏の監査等委員である取締役在任期間は、本総会終結時点において3年3ヶ月であります。

- (3) 補欠の監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について 古川賢一郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は会社法第 427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額 を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結す る予定であります。
- 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が 負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは 当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を 当該保険契約により補填することとしております。保険料は、当社9割、 被保険者1割の比率で負担しております。古川賢一郎氏が監査等委員であ る社外取締役に就任した場合、当該保険の被保険者に含まれることとなり ます。

# 第53期定時株主総会会場のご案内

会 場:尾張旭市東大道町山の内2410番地の11

尾張旭市文化会館 文化会館ホール

※館内および敷地内は全面禁煙となっておりますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

# 会場が昨年と異なりますので、ご注意ください。

交 通: ○名鉄瀬戸線「尾張旭」駅下車 南へ徒歩約8分

(名鉄瀬戸線「栄町駅」より「尾張旭駅」まで急行で約21分)

○名鉄バス「尾張旭向ヶ丘」行「旭市役所前」バス停下車徒歩約5分 ※駐車場には限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

